

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年5月25日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主タービン衛帯蒸気排ガス放射線モニタ装置の空気排出用電磁弁の点検において、同弁駆動用電磁コイル部に異音が認められたため、当該電磁弁を修理	G III	
2	1号機	原子炉格納容器上部スプレイヘッダの点検において、同ヘッダノズル（1箇所）のスプレイ水噴出部にある部品の脱落（2個）が認められたため、当該部品を取付	G II	
3	1号機	主復水器（A・B）用チューブの渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（4本）が認められたため、当該チューブに閉止栓を取付	G III	
4	1号機	原子炉格納容器圧力抑制室内の検査対象識別ステッカーの取外し・回収作業後において、回収対象ステッカーのうち1枚の回収漏れが確認されたため、当該ステッカーを回収及び対応検討	G II	
5	1号機	非常用ディーゼル発電設備（A）用空気貯留タンク圧力指示計の点検において、指示値不良（スティック）が認められたため、当該圧力指示計を交換	G III	
6	1号機	非常用ディーゼル発電設備（A）用潤滑油プライミングポンプ出口圧力指示計の点検において、指示値不良（指針取付状態の不良）が認められたため、当該圧力指示計を交換	G III	
7	1号機	循環水系逆洗弁ピットの階段手摺り（北側）に腐食が認められたため、当該手摺りを点検・修理	G III	
8	1号機	タービン建屋内において、複数箇所の雨漏れが認められたため、対応検討	G III	
9	3号機	タービン補機冷却系熱交換器（B）用チューブの渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（1本）が認められたため、当該チューブに閉止栓を取付	G III	
10	3号機	1～4号機共用所内ボイラ用給水ポンプ（A）の軸受カバー取付ボルト部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
11	4号機	主タービン油清浄装置用油タンクフィルタポンプの振動測定において、振動速度及び振動加速度に管理値外れが認められたため、対応検討	G III	
12	4号機	主復水器真空ポンプ連絡配管の圧力指示値が、通常時より低下傾向にあることが認められたため、対応検討	G III	
13	4号機	非常用ディーゼル発電設備（A）室内ストームドレンサンプポンプのグランド部より水のリーク及びグランドパッキン締め代不足が認められたため、当該グランドパッキンを交換	G III	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	5号機	所内ボイラ建屋換気空調系の温度スイッチ点検において、接点動作値に計器精度外れが認められたため、当該温度スイッチを交換	G III	
15	5号機	タービン建屋大物搬入口シャッターの制御回路端子箱より水（雨水）の浸入が認められたため、当該端子箱を点検・修理	G III	
16	6号機	タービン建屋2階換気空調系冷却装置の空調温度調節器の点検において、指示値精度外れが認められたため、当該計器を修理	G III	
17	6号機	原子炉格納容器除湿冷却系配管貫通部の建屋壁面に、微少な亀裂及び当該箇所からの水のにじみ（結露水、汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
18	その他	免震重要棟建設工事現場における撤去配管の切断作業中に、協力企業作業員が当該配管切断部に左手指を挟まれ負傷したため、病院へ搬送及び対応検討	G II	
19	その他	水処理設備前処理装置の給水用凝集処理剤注入ポンプ（B）に性能低下の可能性（薬品の注入不良の原因と推定）が認められたため、当該ポンプを点検・修理及び注入配管を点検・清掃	G III	